

# 東京都

<令和5年>

## 東京都内水面漁場管理委員会指示 第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、奥多摩湖の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

令和2年6月12日

東京都内水面漁場管理委員会 会長 安永勝昭

- 1 禁止区域 西多摩郡奥多摩町大字原字日村71番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下栃寄977番地地先禁漁区標識とを結んだ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域  
西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢942番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字手沢947番地地先禁漁区標識とを結んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域  
次図表示のとおり
- 2 禁漁期間 令和5年6月14日から令和8年6月13日までとする。

